

1 関税法上の用語の定義

輸入→外国貨物を本邦に引き取ること

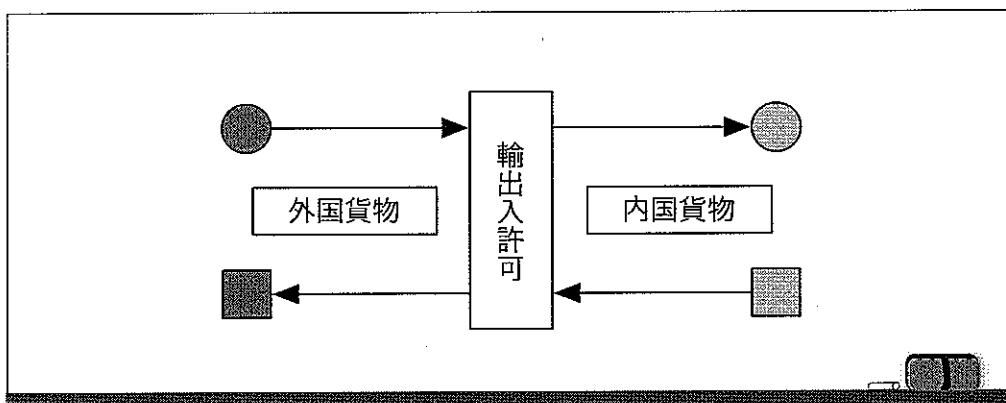
輸出→内国貨物を外国に向けて送り出すこと

外国貨物→

- ① 輸出の許可を受けた貨物
- ② 外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む）で輸入が許可される前のもの

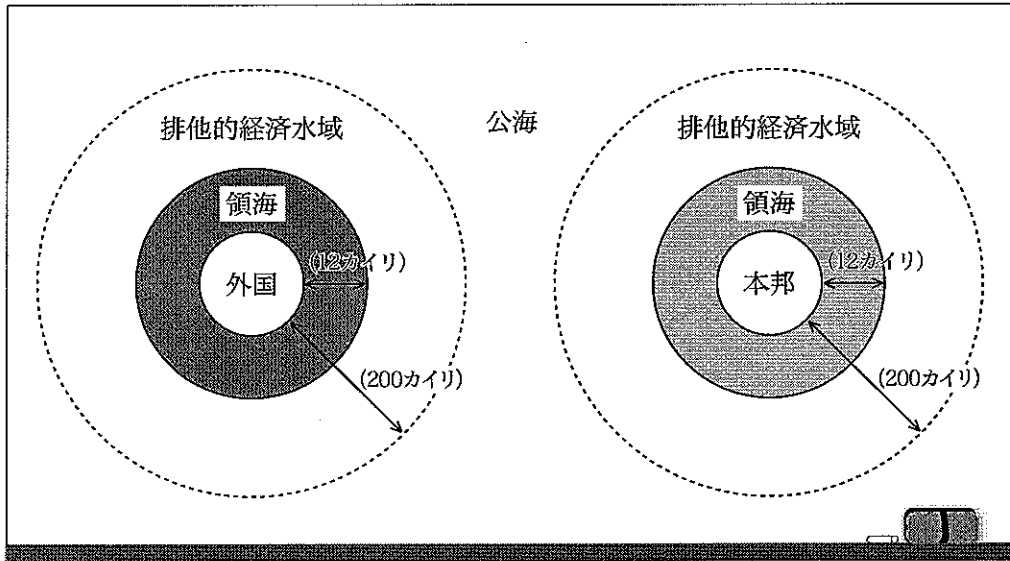
内国貨物→

- ① 本邦にある貨物で外国貨物でないもの
- ② 本邦の船舶により公海で採捕された水産物



※ 関税法においては、「輸出」とは異なる行為として、「積戻し」を定義している。積戻しとは、外国貨物を外国に向けて送り出すことをいう。

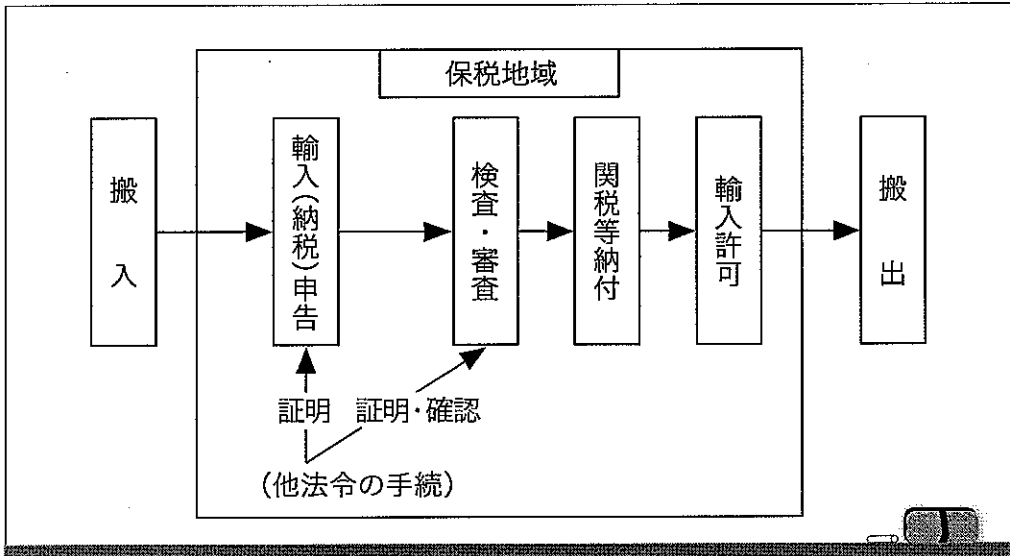
水産物について



- 1 本邦の領海で採捕→内国貨物
- 2 外国の領海で採捕→外国貨物
- 3 公海（又は排他的経済水域の海域）で採捕された水産物
 - (1) 本邦の船舶により採捕→内国貨物
 - (2) 外国の船舶により採捕→外国貨物

2 輸入通関

原則的な輸入通関手続の流れ



輸入（納税）申告書に添付する書類

- ① 課税標準の決定のための書類
 - イ 仕入書
 - 契約書, 保険料明細書, 価格表 etc.
- ② 関税についての便益を適用するための書類
 - イ 協定税率, 便益関税→原産地証明書
 - 経済連携協定→締約国原産地証明書

保税地域

種類	設置の態様	主要機能
指定保税地域	財務大臣の指定	一時蔵置（1月以内）
保税蔵置場	税関長の許可	長期蔵置（2年以内）
保税工場	税関長の許可	加工，製造
保税展示場	税関長の許可	展示，使用
総合保税地域	税関長の許可	長期蔵置（2年以内） 加工，製造 展示，使用

保税地域等

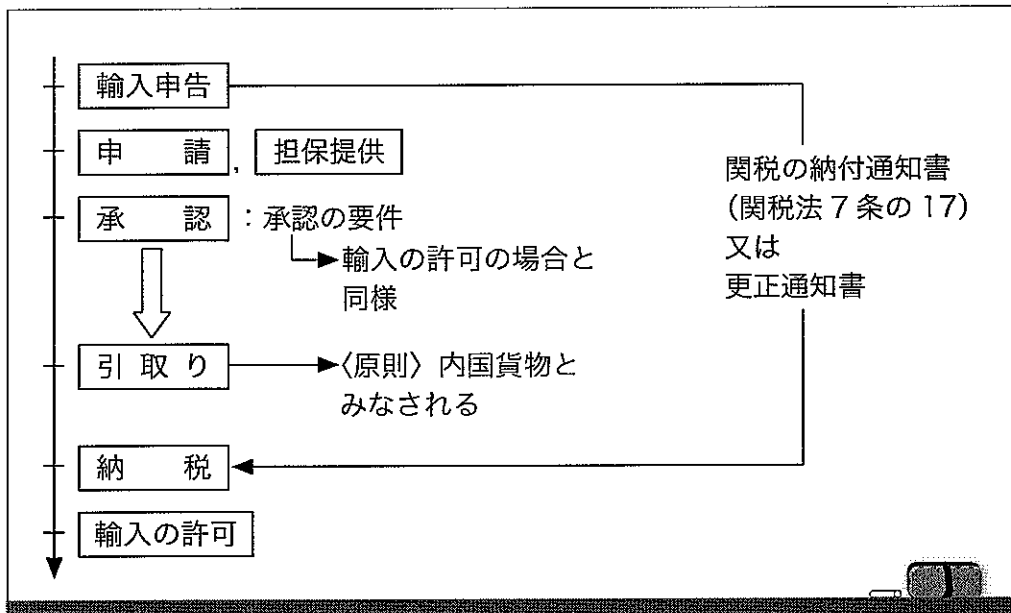
保税地域

指定保税地域
保税蔵置場
保税工場
保税展示場
総合保税地域

他所蔵置許可場所

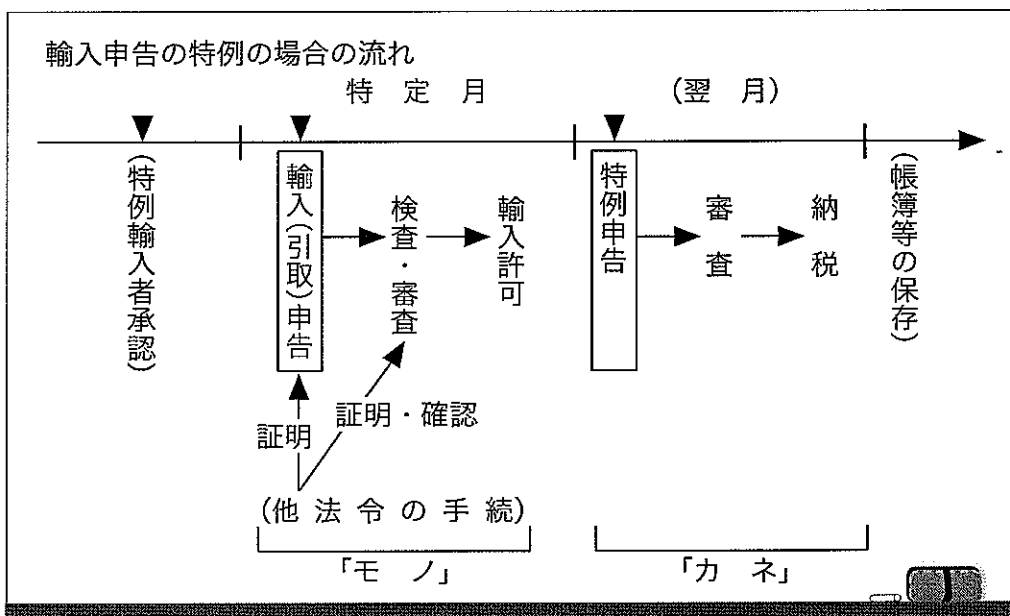
〓 輸入の許可前における貨物の引取り（輸入許可前引取承認） 〓

貨物を輸入する場合、輸入の許可を受けた後でなければ、保税地域等から引き取ることができないのが原則である。しかし、特に引取りを急ぐ必要があると認められる場合等においては、税関長の承認を受けて輸入の許可前に貨物を引き取ることができる。



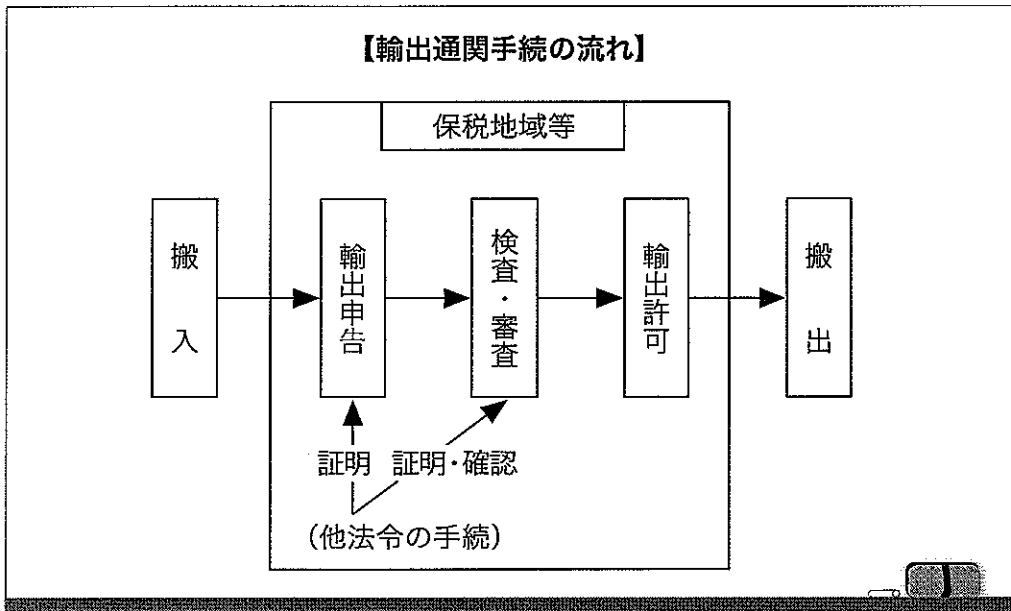
輸入申告の特例申告制

簡易申告制度は、貨物の輸入に関する手続である輸入申告（輸入（引取）申告）と納税に関する手続（特例申告）とを分離して、二段階で申告及び審査を行うものである。あらかじめ税関長の承認を受けた者（特例輸入者）又は輸入通関手続を認定通関業者に委託した者（特例委託輸入者）のみが行うことができる輸入の形式である。迅速な輸入通関を実現するための制度であり、輸入（納税）申告方式において必要であった仕入書その他の添付書類についても、原則として提出を要しない。電子情報処理組織（N A C C S）を使用して輸入申告を行う場合には、保税地域等への搬入も不要とされる。



3 輸出通関

原則的な輸出通関手続の流れ



輸出申告の特例

貨物を輸出しようとする者であらかじめ税関長の承認を受けた者（**特定輸出者**）、輸出の手続を認定通関業者に委託した者（**特定委託輸出者**）又は**認定製造者**が製造した貨物を取得して輸出しようとする**特定製造貨物輸出者**は、**申出**をすることにより、貨物を保税地域等に搬入することなく、自社の倉庫等で**輸出申告**を行うことができる。輸出貨物の迅速かつ円滑な船積（積込）が可能となり、リードタイム及び物流コストの削減等を図ることができる。まずは次の2点に注意しておいてほしい。

- ① 特定輸出申告又は特定委託輸出申告の3つの制度がある
- ② 保税地域等へ搬入することなく輸出申告を行える